

# 委 託 仕 様 書 (案)

- 1 委託件名 自動運転移動サービスの導入に向けた検討調査に係る業務委託
- 2 委託場所 板橋区内
- 3 委託期間 契約締結日（令和8年5月予定）から令和10年3月31日まで  
契約は単年度毎に締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、業務実施状況等を勘案して令和9年度の契約を行うことができる。
- 4 業務目的  
全国的にバスの運転手不足が深刻化しており、板橋区内においても、運転手不足に伴いバスの減便が継続している状況である。一方で、移動手段の選択肢が少ない高齢者の占める割合は高くなり、公共交通サービスの維持向上は欠かせない社会状況である。今後も、公共交通サービスを維持していくには、新たな交通手段の可能性や担い手不足を補うため、社会情勢に順応した自動運転等も視野に入れた対策を検討する必要がある。  
そこで、本委託業務において、板橋区内の公共交通サービス水準の維持向上を目的として、利用者の移動手段のニーズの多様化等、社会情勢の変化に順応するため、区内でレベル4での自動運転が実装可能か調査・検討する。  
また、板橋区域において自動運転サービス導入に向け、実証実験が可能なルートを選定し、自動運転バスによる実証実験を準備及び実施し、その結果を踏まえ、自動運転バスの実装に向けた課題の抽出及び解決策を検討することを目的とする。
- 5 一般事項
  - (1) 本委託は、板橋区（以下「区」という）の指示のもと、本仕様書に基づいて施行するものとする。
  - (2) 本仕様書に明示していない事項または本仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、区と協議の上、決定するものとする。
  - (3) 受託業務の履行にあたって必要な器具、消耗品、用紙等はすべて受託者の負担とする。
  - (4) 区が必要と認めるときは、委託の変更、停止又は中止を命ずることがある。

## 6 業務内容

各作業の概要について、次のとおりとする。

なお、国庫補助を含む予算確保の状況により、次に記載する各年度の業務内容については、変更する可能性がある。

### (1) 令和8年度

#### ① 自動運転に関する動向調査

次の事項について、自動運転に関する動向の整理を行う。

なお、板橋区における路線バスやコミュニティバスの現状に関する情報や、本委託業務の検討に資する情報は、必要に応じて区より提供する。

- ア 国及び東京都の政策
- イ 国内の法規制及び技術開発
- ウ 国内自動車メーカーの動向
- エ 国内で行われている自動運転の実証実験及び実装運行の状況の整理

#### ② 自動運転の導入可能性に関する調査

板橋区域において運行する既存バス路線やコミュニティバス路線、区が提示する施設や地域を経由する新規路線における自動運転の導入可能性について、整理した上で、板橋区内及び地元交通事業者の事業エリアにおいて以下の事項を調査する。

なお、使用する自動運転バスは、既存バス路線やコミュニティバス路線においては、走行環境に応じて、小型バスから大型バス車両とし、無償での運行を前提とする。

また、エの項目については、既存の情報等から可能な範囲で抽出することとする。その他、詳細については、区と打ち合わせの上、決定すること。

- ア 導入可能な路線（一部区間での導入も含む）
- イ 導入までの必要期間及びロードマップ
- ウ 関係法令手続き（各種機関への届出等）
- エ 導入に向けた課題の抽出及び解決策の提案（バスの走行のみならず、遠隔監視、緊急時対応等、事業運営全体の視点での検討）

#### ③ 中間とりまとめ

①②の事項について、自動運転車両を活用した実証実験に向けたに中間レポートをとりまとめ、関係者への事前説明等に活用する。

#### ④ 実証実験の実施準備

次の事項について、板橋区域における自動運転車両を活用した実証実験に向けた各種調整、資料作成及び関係機関との協議を行う。

なお、板橋区における路線バスやコミュニティバスの現状を踏まえ、「②自動運転の導入可能性に関する調査」にて抽出された導入可能路線を対象として、実証実験を行うこととする。

##### ア 協力事業者の選定及び意向確認

実証実験を実施するにあたり、受託者が全体を取りまとめ、車両提供を行う自動運転技術の提供事業者、運行を担うバス事業者の協力が必要となる。これらの関係者に対してヒアリングを実施し、参画意向やリソースの配置が可能な確認を進め、実証実験実施に係る実施体制を構築する。

実施体制を決め、実験実施者の合意を踏まえ、使用する車両を明確にし、高精度地図の作成や自動運転車両を使用した走行環境に適合させる調律作業に加え、関係者の試乗や区民・一般試乗者が利用できる期間を設定し、車両手配に係る手続き等を進める。

なお、本委託業務の実施に当たっては、国内において、一般道での自動運転に関する実証実験を複数回実施しているなど、十分な実績を持った協力事業者を選定すること。

- ・関係法令を遵守し、安全性を確保できる体制があること。
- ・将来の実装を想定した検証が可能となるよう、レベル4の実現に向けて十分なノウハウを有していること。
- ・乗客の受容性向上のため、運行中の障害物の検知状況、信号灯色の認識状況、自動運転の状態を可視化でき、GPS等が途絶した場合にも地図情報をベースに走行できる技術を有していること。

##### イ 実施計画書（素案）の作成

実施体制の構築に並行し、実証実験に関する実施計画書（素案）を作成し、実験実施者間での合意を得る。

- ・導入路線（一部区間での導入も含む）
- ・実証実験実施期間と今後のロードマップ
- ・関係法令手続きのタイミングと短期の工程
- ・検証すべき課題と検証計画

#### ⑤ 関係機関協議

実証実験に関する実施計画書（素案）を関係する交通管理者、道路管理者や板橋区域にて事業運営する交通事業者に事前に情報共有を実施する。

##### ア 警察・道路管理者協議

国交省が主導する自動運転社会実装推進事業は、地域コミッティと呼ばれる

協議会を構成し、自動運転の実証実験の準備、実施、結果検証、実装に向けた議論を実施している。地域コミッティにおいては、交通管理者やルート上の道路管理者との協議が重要となるため、協議会の構成に向けて、事前に説明をすることで、会議体への参画の要望と実施計画書(素案)に対する指摘を踏まえ、内容の一部改訂等を実施する。

道路管理者との協議においては、道路交通法 44 条において、バスの停留所から 10m を避けて車両は停止しなければならないため、無償で運行する自動運転バスの停車に係る緩和措置について、協議を開始する。概ね、6 カ月程度の審査期間が必要となることから、協議開始時期には留意すること。

#### イ 公共交通会議等の運営支援

既存の公共交通会議等の会議にて、実証実験に関する実施計画書(素案)を提示し、実証実験実施計画書として扱う旨、合意を図る。

なお、受託者は議事録の作成や資料の作成及び説明の補助などの会議運営の支援を行う。

### ⑥ 令和9年度の補助金申請に向けた準備

実証実験に関する実施計画書において、実施する内容を鑑み、国交省において実施する補助事業への応募に向け、応募可能な事業の整理と事業応募に向けた各種資料の作成を行う。具体的には、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトとして位置づけされている共創モデル実証運行事業や地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)を想定する。

## (2) 令和9年度

### ① 実証実験の実施時期、運行期間及び運行ルート

詳細については、契約締結後に区と協議の上、決定することとする。運行ルートの選定に当たっては、路線・利用者状況、他路線への波及、お客様、区民への訴求性、費用を考慮し、区と協議の上、決定する。

- ・運行時期：令和9年度中
- ・運行期間：2週間程度(平日のみ)
- ・運賃：無料
- ・運行ルート：板橋区域において運行する既存バス路線やコミュニティバス路線、区が提示する施設や地域を経由する新規路線から1ルート
- ・1日あたりの便数：5~10便程度
- ・使用車両：小型バス、中型又は大型バス
- ・運転手：板橋区内を運行する交通事業者を想定

## ② 実証実験に関する計画書作成

計画書作成に当たっては、下記の内容を踏まえること。

- ・実施概要（目的、実施場所、実施期間）
- ・実施体制
- ・実施スケジュール
- ・使用車両
- ・実施計画（走行ルート、運行ダイヤ、停留所の設置等）
- ・検証計画（検証結果の取りまとめ方法等）
- ・安全計画（事前のリスク分析、緊急時連絡体制等）
- ・区民等への周知方法
- ・その他記載が必要な事項

## ③ 実証実験の実施

②で作成した実証実験に関する計画書を踏まえ、区や関係機関と十分に調整したうえで、実証実験を実施し、次の調査を実施する。

利用者について、ウェブサイトやパンフレット、チラシにより広報を実施し、区民等が試乗又は乗客として乗車できるように対応すること。庁内外関係者等への試乗について対応すること。

- ・運行記録（乗降人数、所要時間等）
- ・手動介入発生状況記録（手動介入発生した要因の把握）
- ・利用者アンケート調査（紙又はウェブサイト、サービスや運行の安全性）
- ・ドライバーヒアリング調査

## ④ 実証実験を行う上での留意事項

ア 車両事故等に備え、実証実験準備開始から終了までの期間中、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなど、適切な賠償能力を確保すること。

イ 関係法令を遵守し、安全性を最優先とすること。

ウ 原則として、実証実験は、受託者の責任で行い、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその責任を負う。ただし、詳細な対応については区・受託者の協議の上、決定する。

エ 実証実験実施中に発生した課題を速やかに把握し、専門的なアドバイスを行う等、ノウハウや独自のネットワークを活用した積極的な調整・支援を行うこと。

オ 車内外に機器等を設置し、周辺道路の交通状況、歩行者通行量、信号機の灯色状況及び各運行便の各乗降地点における乗降者数を記録する等、運行に係る車内外の状況を映像などにより記録すること。

カ 手動介入が発生した際の状況や要因を確実に把握すること。

⑤ 実証実験結果を用いた分析・検証

実証実験の結果を踏まえ、手動介入の発生状況や要因、事業採算性等に関する分析・検証を行う。

ア 運行ルートにおける手動介入の発生状況及び要因に関する分析

イ 自動運転率に関する分析

ウ 車両や走行環境整備など手動介入の低減・自動運転率の向上に資するための対策に関する分析

エ 自動運転サービス導入に係る社会受容性の向上に関する分析

オ レベル4 自動運転サービス実現のための運用面の課題に関する分析

カ その他、自動運転技術を導入する上で必要な分析（事業採算性等）

⑥ 令和10年度の補助金申請に向けた準備

令和10年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」等の公募への申請に向けて、レベル4 モビリティ・地域コミッティの組成に係る検討、申請資料の作成に係る検討等の準備を支援する。

7 打合せ協議

各作業にあたっては区と十分協議のうえ、作業すること。区との打合せ協議後は、会議録を作成し提出すること。なお、打合せは区が指示する場所での対面協議で行うこと。打合せは着手時、中間（5回）及び業務完了時に行うことを想定している。

8 成果品

業務内容の成果として、提出すべきものは、以下のとおりとする。

成果品は、本仕様書により作成するものとする。なお、これらによらない場合は、区と協議のうえ作成するものとする。

(1) 報告書 各2部

・本編（A4判）

・概要版（A3判）

(2) 電子成果品(報告書) 1式

保存媒体は、追記型光ディスク CD-R または DVD-R とする。

9 その他

(1) 業務上のデータの授受について

本委託の履行に際して、区との間でデータの授受を行う場合は、ウイルスチェックを実施し、安全を確認したうえで行うこと。メールに添付できない大容量のデー

タは、原則、区の指定する「ファイルストレージシステム」を使ってやり取りを行う。利用ができない場合は、その理由を区に明らかにし、区の指示を受けること。

また、区にCD-RやDVD-Rの納品等をする際には、ウイルスチェックを実施し、安全を確認したうえで行うこと。

(2) 本委託の履行にあたって、ディーゼル車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車とすること。

(3) 成果品の取り扱い

ア 作成された成果品は、区に帰属する。また、区の貸与するデータにより成果品を完成するまでに作成された資料等についても同様とする。

イ 受託者は、本委託における成果品および調査に当たって収集・作成した資料等について、区の承諾を得ずに使用してはならない。

ウ 受託者は、本委託に当たって、区より貸与を受けた資料等の取り扱いには十分注意し、作業終了後速やかに返却すること。

エ 受託者は、本委託により知り得た個人情報に関する事項については、別紙「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」による。

(4) 目的外利用および外部提供の禁止

受託者は、本委託に関する情報を区の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(5) 担当 板橋区都市整備部都市計画課 交通企画都市基盤係 佐々木・柴田  
電 話 03-3579-2548 FAX 03-3579-5436  
e-mail t-koutsu@city.itabashi.tokyo.jp

## 個人情報を取り扱う業務委託契約の 特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)、東京都板橋区個人情報保護法施行条例(令和4年板橋区条例第 54 号)、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例(平成 27 年板橋区条例第 56 号)等を遵守し、個人情報の取扱いを適正に行い、個人の権利利益を保護することに努めなければならない。

2 この特記事項における「個人情報」とは、次に掲げる個人情報等を総称するものとする。

(1)個人情報保護法第2条第1項に規定する「個人情報」

(2)番号法第2条第8項に規定する「特定個人情報」

3 乙は、この契約に基づく業務に従事する者の範囲を明確化したうえで、適切に監督し、個人情報の取扱いに係る研修・教育を行うものとする。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了した後又は解除された後も同様とする。

2 乙はこの業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対し罰則が適用される可能性があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

### (目的外利用及び外部提供の禁止)

第3 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用してはならない。また、番号法第 19 条各号に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせて(「再委託等」という。)はならない。ただし、当該業務の一部について第三者に再委託等をする必要がある場合には、あらかじめ再委託等をする事業者(「再受託者等」という)の名称・所在地、再委託等の内容、理由、事業執行の場所及び従事者を甲に書面(別記第1号様式)をもって通知し、甲の書面(別記第2号様式)による承諾を得なければならない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により再受託者等に取り扱わせる場合は再受託者等の当該業務に関する報告を行わせるとともに、その内容を甲に書面にて報告しなければならない。また、再受託者等の当該業務に関する行為については、甲に対しすべての責任を負うものとする。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。甲の許可を得て複写又は複製したときは、当該複写物又は複製物を裁断、焼却又は溶解等により利用できないように処分しなければならない。

(個人情報の授受及び保管)

第6 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良なる管理者の注意義務をもって当たり、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を防止しなければならない。

2 乙は、個人情報の全部又は一部を甲の許可なく乙の事業所から持ち出してはならない。

(個人情報の返還)

第7 乙は、業務を終了したとき、契約を解除されたとき又は甲が請求したときは、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、直ちに甲に返還若しくは引き渡し、又は廃棄するとともに、返還若しくは引渡し又は廃棄を証明する書類を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(立入検査及び調査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の管理状況等について、随時に実地に立入調査又は調査し、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(事故発生の報告)

第9 乙は、個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知する。また、当該事故解決に努めるとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(不良製品等の処分)

第10 この契約による業務の処理中に不良又は不用品が発生したときは、乙は、その発生数量、発生原因を甲に報告し、その処分について甲と協議するものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)この契約による業務を処理するために乙又は再受託者等が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者等の責に帰すべき理由により個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき。

(2)前号に掲げる事項のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(公表措置)

第 12 甲は、乙が個人情報の紛失、漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故を発生させたときは、その事実を公表することができる。

2 甲は、乙が第 1 から第 11 までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し又は怠った場合には、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会に報告するとともに、その事実を公表することができる。

第1号様式

東京都板橋区再委託承認申請書

年 月 日

(あて先)東京都板橋区長

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

下記のとおり、受託業務の一部を再委託したいので承認願います。

記

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 契約件名  |                 |
| 契約締結日 |                 |
| 契約番号  |                 |
| 契約期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |

| 再委託内容 |   |  |
|-------|---|--|
| 再委託先  | 所在地   |  |
|       | 団体名   |  |
|       | 代表者氏名   |  |
| 再委託業務 | (内容・執行場所・従事者等)  |  |
| 再委託理由 |   |  |
| 再委託期間 | 年 月 日から 年 月 日   |  |
| 添付書類  | 個人情報保護措置について確認できる書類として<br>1 再委託先との契約書又は仕様書の写し<br>2 その他( ) |  |

第2号様式

東京都板橋区再委託承認(不承認)通知書

年 月 日

様

東京都板橋区長

年 月 日付で申請のあった再委託承認申請について、下記のとおり通知します。

記

|        |   |
|--------|---|
| 通知内容   | 承認・不承認  |
| 契約件名   |   |
| 契約締結日  |   |
| 契約番号   |   |
| 契約期間   | 年 月 日から 年 月 日まで   |
| 再委託先   | 所在地   |
|        | 団体名   |
|        | 代表者氏名   |
| 再委託業務  |   |
| 承認条件   | 1 本契約の受託者は、再委託先社員に対し、受託者社員と同様にセキュリティ教育を実施すること。<br>2 個人情報の保護に関する事項について、再委託先においても、必要に応じて区への報告又は区の立ち入り調査に応じること。<br>3 再委託先の責に帰すべき理由による損害が発生したときは、受託者は再委託先と連帯して必要な措置及び損害賠償をすること。<br>4 再委託先において、その受託業務の一部を更に再々委託することを禁止する。<br>5 その他 [ ] |
| 不承認の理由 |   |